

(別添1)

長さが21メートルを超えるフルトレーラ連結車に装着する
業務支援用ETC2.0車載器の登録に関する要領

(通則)

第1 この要領は、長さが21メートルを超えるフルトレーラ連結車（以下「21メートル超車両」という。）に装着する業務支援用ETC2.0車載器に関する情報の登録に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 この要領において使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のとおりとする。

1. 業務支援用ETC2.0車載器とは、「電波ビーコン5.8GHz帯発話型ITS車載器向けデータ形式仕様書・解説書（(一財)道路新産業開発機構発行）」に定める特殊用途用GPS付き発話型車載器及び「ITSスポットを用いた大型車両の走行経路確認社会実験」におけるITSスポット対応車載器をいう。
2. 特定プローブ情報とは、業務支援用ETC2.0車載器に記録された走行位置の履歴などの情報「プローブ情報」に、「車載器の特定に関する情報」を付与した情報で、道路管理者が管理するDSRC路側無線機との無線通信により業務支援用ETC2.0車載器から収集される情報をいう。
3. セットアップとは、業務支援用ETC2.0車載器に必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいう。
4. 車載器管理番号とは、業務支援用ETC2.0車載器ごとに割り当てられた識別番号をいう。
5. ASL-IDとは、無線通信の相手方を識別するための符号をいう。

(登録の必要性)

第3 道路管理者は、21メートル超車両について、登録を受けた業務支援用ETC2.0車載器から取得した特定プローブ情報を用いて当該車両の経路確認を行う必要がある。

(登録内容)

第4 国土交通省は、オンライン申請システム（以下「システム」という。）において、21メートル超車両を通行させようとする者の申請に基づき、セットアップされた業務支援用ETC2.0車載器が装着された車両の車両番号及び当該車載器を識別するための情報（車載器管理番号及びASL-ID）を登録するものとする。

(登録方法)

第5 第4の登録は、登録の対象となる車両に係る特殊車両の通行許可に先だって行うものとする。

(登録情報の変更方法)

第6 申請者は、第5の規定によりシステムに登録された情報を変更しようとする場合には、当該情報を削除するとともに、新たな情報を登録するための申請を行わなければならない。

(その他)

第7 本登録制度に関する問合せ窓口は、特車運用事務局とする。

附則 この要領は、平成31年1月29日から施行する。